

別記様式(第4条関係)

会議録

会議の名称	令和3年度 第3回加東市環境審議会
開催日時	令和4年2月25日(金) 午前9時30分から午前10時30分まで
開催場所	市役所 3階 301会議室
議長の氏名	岸本英一
出席委員の氏名	岸本英一 渥美茂明 山本正仁 阿江孝仁 國井久明 樹梨林三
欠席委員の氏	谷上泰生 長沼恒雄 松尾美智子 井村重文 免田浩史
説明のため出席した者の職氏名	
出席した事務局職員の氏名及びその職名	市長 安田正義 市民協働部 部長 土肥彰浩 市民協働部生活環境課 課長 陰山芳輝 副課長 藤原義守 同課環境政策係 主事 濱亮太
議題、会議結果、会議の経過及び資料名	1 開会 2 あいさつ 3 審議・報告事項 ・令和2年度加東市環境基本計画年次報告について 4 閉会
以下審議事項内容	・令和2年度加東市環境基本計画年次報告について 資料「令和2年度加東市環境基本計画年次報告」に基づき、事務局から説明を行った。 内容は以下の通り。  議長 : 令和2年度加東市環境基本計画年次報告について、事務局に説明を求めます。 事務局 : それでは、加東市環境基本計画年次報告の令和2年度分の年次報告についてご説明させていただきますので、お手元の冊子をご覧ください。 では、冊子を1枚めくっていただきまして、左側のページの「目次」をご覧ください。 1ページから2ページが「加東市環境基本計画及び行動方針の概要」となっております。 続いて、3ページが「環境基本計画基本方針」を記載しております。4ページから26

ページは、「加東市環境基本計画についての進捗状況」を4つの基本方針ごとに分けて取りまとめています。そして、27ページから31ページまでは、「行動方針の重点取組」を記載しております。

では、ただいまご説明させていただきました目次の項目を時間にも限りがございますので、要点を絞って説明させていただきます。

では、1ページをご覧ください。加東市では、平成21年3月に「加東市環境基本条例」が制定されました。こちらは、環境保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保を目的としたものです。

そして、平成23年3月に「環境基本計画及び行動方針」を策定し、平成23年度から令和2年度までの10年間で施策が明記されています。

また、環境基本条例第8条に基づき、実施状況及び市の環境状況について把握できるように必要事項をまとめ、毎年公表するもので、令和2年度の分をまとめたものがこちらの冊子となっております。

それでは、3ページをご覧ください。こちらは、「環境基本計画の基本方針」です。

先ほどの目次の説明の際に少しご説明させていただいた、4つの基本方針をお伝えします。

1つ目は、「青い空と緑の大地を豊かに保ち、地球にやさしいまち（以下地球環境分野と言います）」

2つ目は、「環境びとの生活空間を美しく、快適に保つまち（以下生活環境分野と言います）」

3つ目は、「色鮮やかな山、澄んだ水を守り、生きものとともに暮らすまち（以下自然環境分野と言います）」

そして、4つ目が「みんなで環境びとになるために互いに協働できるまち（以下意識啓発・環境学習分野と言います）」です。

さらに右側の緑色で着色している部分がそれぞれの施策が記載されており、4ページから26ページまでまとめております。

まず4ページから9ページ上部までが地球環境分野となっております。本分野では、市の事務事業、事業所、家庭からのCO<sub>2</sub>排出削減の取組を取り扱います。

4ページと5ページをご覧ください。市の公共施設等におきましては、施設照明や防犯灯に1,535基のLED照明を追加導入する、公用車に1台のハイブリッド車を導入するなどして、市の事務事業によって排出されるCO<sub>2</sub>を基準年度比12.2%の削減を達成しました。また、市内の家庭への省エネ、創エネ、蓄エネ設備の設置補助を51件実施し、設置家庭の年間CO<sub>2</sub>排出削減量は、杉の木約106本分の年間吸収量に相当する約1.5トンの減となっております。

続いて9ページから15ページの生活環境分野をご覧ください。本分野ではごみの減量、公害問題、公園、道路整備や緑化といった生活環境整備などについて取り扱います。

9ページのごみの総排出量については基準年度比3.3%減となっており、市民一人一日あたりの家庭ごみ排出量が9年連続県下で一番少ないまちとなっており、高い水準を保っております。一方、総資源化量、リサイクル率に関しては11ページ下の表のとおり、減少傾向にあります。主な原因として、新型コロナウイルス感染症の影響で資源ごみ集団回収が実施できないことが挙げられます。その他にも電子媒体の普及や市内でもあちらこちらで見られる無料回収ボックスの利用が増えていることが考えられます。市としましては、引き続きリサイクルに関する更なる普及啓発や資源ごみ集団回収の実施促進を行う必要があります。

また、10ページの1番リサイクル率の取組み状況を見ていただきたいのですが、家

庭から排出されるごみの分別収集を一層理解していただくため、全地区を対象に、ごみ減量・リサイクル懇談会を実施しました。新型コロナウイルス感染症の防止対策のための実施方法を見直し、集会型が6地区、資料配布型が88地区、番組視聴型が7地区、DVD放映型5地区の実施があり、ごみの減量化と再資源化の意識啓発に取り組みました。

市に寄せられる公害苦情については、12ページの真ん中の表のとおり土地管理、騒音、悪臭に関するものが増加しており、引き続き地区や県などの関係機関と連携し、発生防止や対応に当たる必要があります。

続いて、13ページの2番の「グリーンカーテンの設置等」をご覧ください。生活環境課に事務局を置く加東エコ隊が、実際に学校等に出向いて、ゴーヤの種まきや植え方、育て方の指導に取り組みました。新たな取り組みとして、希望する小学生を対象にゴーヤ苗を配布し、普及啓発活動に取り組みました。

次に16ページから21ページまでの自然環境分野をご覧ください。本分野では農地、河川、ため池などの管理、有害鳥獣対策、歴史文化遺産の継承などについて取り扱います。

では、16ページをご覧ください。耕作放棄地の面積に関しまして、前年度比1.4ヘクタール減となっており、減少傾向にはあるものの、文書指導で改善を求めた以外にも農地としての復旧が困難な箇所を非農地判定したためであり、耕作放棄地の解消に関しては引き続き取り組んでいく必要があります。

続いて、18ページの3番の公共水域等水質検査をご覧ください。河川、ため池などで行った水質検査では、年間としておおむね安定した結果を見せています。続いて、19ページの2番の有害鳥獣・特定外来生物の捕獲をご覧ください。有害鳥獣・特定外来生物対策では、侵入防護柵の施工を延長するとともに、令和元年度から遠隔で捕獲器の作動状況が確認できる「長距離無線式捕獲パトロールシステム」の導入を開始し、有害鳥獣捕獲の効率化を進めており、引き続き地区と猟友会と連携し、導入エリアの拡大をしていく必要があります。

続きまして、22ページから26ページまでの意識啓発、環境学習分野をご覧ください。本分野では環境関連イベントの開催や情報発信、学校での環境学習などについて取り扱います。

まず、23ページをご覧ください。小学生を対象に実施している環境学習イベント「かとう自然学校」では、河川の生き物調査や水質検査を体験する「川の巻」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となりましたが、里山の間伐や木工クラフトを体験する「森の巻」を実施しました。その他に、12月に初の試みとして環境に関するイベントである地球温暖化対策として日常生活の中でできる賢い選択をしていこうというクールチョイス事業を実施しました。実際にVRシアターやパネル展示等を実施する等多くの方が環境について学べる機会を設けることができました。

続いて、23ページの下の方「環境啓発活動」をご覧ください。生活環境課に事務局を置く環境団体「加東エコ隊」は、年間を通して、グリーンカーテン、土のうコンポストなどの普及啓発活動を行い、グリーンカーテンフォトコンテストなども実施しました。グリーンカーテンについては、新たな取り組みとして、希望する小学生を対象にもゴーヤ苗の配布を行い、普及啓発活動に取り組みました。

27ページからは重点取組の報告となりますが、ただいまご説明させていただきました各分野の内容と重なるところが多いため、31ページの環境パートナーシップの推進についてのみご説明させていただきます。かとう環境パートナーシップ協定を新たに1社と締結しました。新型コロナウイルス感染症の影響でかとう環境パートナーシップ協定を締結している事業者との会議等が実施できない中ではありましたが、情報共有の一手段として、かとう環境パートナーシップ通信を発行しました。引き続き、良好な環境の創造、保全には事業者をはじめ、様々な主体の参画が不可欠であります。

本年次報告につきましては本審議会終了後、加東市ホームページにて公開する予定にしております。長くなりましたが、以上で令和2年度加東市環境基本計画年次報告についてのご説明とさせていただきます。

最後に、申し訳ございませんが、資料に訂正がございますので、ご確認をお願いします。年次報告の冊子28ページ下の方の取り組み状況の表をご覧ください。3番の環境家計簿のモニターの2020年度の取組状況の中のエコハウス設備設置補助金申請51世帯となっているのを49世帯に修正をお願いします。あとすぐ隣のうちエコ診断11世帯となっているところを12世帯に修正をお願いします。大変申し訳ございませんが、修正をよろしく願いいたします。

以上で事務局からのご説明を終わります。

議長：令和2年度加東市環境基本計画年次報告についての説明が終わりました。何かご意見はございませんか。

委員：地区でクリーンキャンペーンを実施しているが、不法投棄は相変わらず減らないと感じます。市はどう考えているのでしょうか。

議長：事務局説明をお願いします。

事務局：モラルの問題の話もありますが、市としましては、啓発していくということが一番大事なことであると思っております。

これ以外にはなかなかできないと言ったらどうかと思いますが、市としましては、啓発していくことしかできないというような考え方が中心となりますが、市としてももう少し何かできることはないのか考える必要はありますね。

委員：わかりました。

事務局：(挙手)

議長：事務局から説明をお願いします。

事務局：先ほどの補足をご説明させていただきます。不法投棄に関しては、引き続き県や警察と連携をとり、対応している状況です。

それに加え、令和4年度から地域環境推進員を各地区に設置し、不法投棄以外でも地域の騒音、水質、悪臭等の問題を注視してもらうように区長会で依頼しておりますので、市としましては、より一層地域と連携して環境対策の強化に努めていきたいと考えています。

委員：わかりました。その他のことになりますが、太陽光発電を設置するのに森林伐採をするのは二酸化炭素の削減が叫ばれている中で酷いと感じます。

議長：伐採されているのはどこですか。

委員：下三草地区とかですね。あの規模で伐採されてしまうと、自然を破壊しているようにしか見えません。

議長：事務局から説明をお願いします。

事務局：山林を伐採して、大規模な太陽光を設置していたら、再生可能エネルギーとして矛盾しているということは、市といたしましても正直感じているところではございますけれども、太陽光の設置については、加東市の良好な環境の保全に関する条例でも規制しております。

また、兵庫県の条例でも5,000平米以上の規模が大きい太陽光につきましては、県の条例規制が併せてかかってくるので、むやみに設置できるということではなくて、それぞれの法令に基づいた排水基準等をきっちり事業者に指導しておりま

す。

さらに、法令に基づき、市から指導できることや事業者として森林伐採や太陽光設置して後、一切管理しないといった事態にならないよう、管理責任までも、市と県で連携をいたしまして事業者に適切な指導をしているところでございます。

委員：わかりました。もう一つ、法令の規制基準にかからないように事業面積をぎりぎりにして伐採したり、太陽光を設置したりして、申請するといったことがよく見られるように感じます。

手続き等はされてるとしても現実的によろしいものなののでしょうか。

議長：事務局から説明をお願いします。

事務局：申請する面積が法令規制のぎりぎりですという話は、現実あつたりするのですが、例えば、山林伐採を行い、太陽光を設置するという行為でも先ほど説明した法令以外にも森林法などの多くの規制がかかってきて、さらに加東市良好な環境の保全に関する条例に基づき、太陽光の設置については、10キロワット以上というのが、規制の基準になってくることで、他の法律では規制がかからないというところまでも実際に規制していくというところでもあります。実際に加東市良好な環境の保全に関する条例に基づく太陽光の設置届であれば、事業者から地元いきちんと説明をしてもらう、地元だけではなくて、届出箇所の隣接者の方や、実際に排水の影響を受ける方まで、きっちり説明を求めるような条例になっております。また、太陽光の届出に併せて、山林伐採というのであれば、また同じ加東市良好な環境の保全に関する条例の話ですけれども、開発事業の手続きというのも併せて必要になります。その開発事業の手続きにしましては、市から事業者実際に地元の同意書ということで区長の署名と押印がある同意書や隣接する土地の所有者の方の署名押印があるような同意書も提出を求めていますので、他の法令で規制がかからない部分についても、より厳しく加東市の良好な環境の保全に関する条例で規制をかけているという状況でございます。

委員：ありがとうございます。

議長：他に何かご意見はございませんか。

委員：なし

議長：これで議事を終了いたします。

以 上